

「少年事件」の社会的構築に関する研究

－「明倫中事件」をめぐる新聞報道を事例として－

片桐 隆嗣
KATAGIRI Ryuji

1. 問題へのアプローチ

(1) 社会問題のとらえ方

本稿で論じる「明倫中事件」^{*1}に限らず、「日常性＝自明性」を破壊する出来事が生じると、そこにはそれに付随する形で様々な「問題」が語られることになる。例えば、「神戸児童生徒連続殺傷事件」では「ホラービデオ」や「ニュータウン」の弊害が論じられ、現行の「少年法」についての「問題」性が議論的となった。また、「黒磯の教師殺害事件」では「キレイやすい少年たち」の「問題」が指摘され、「少年たちのナイフの所持」や「それをチェックするための学校での所持品検査の是非」が「問題」として議論されることになった。

それでは、そうした出来事に付随して生じる「問題」も含めて、ある出来事が「問題」として語られるときの「問題」とは、一体いかなるものであろうか。あるいは、そうした「問題」について、我々はどのように理解しておけばよいのだろうか。まず、その点について考えてみることにしよう。

まず、「社会問題」についての常識的な理解とは、どのようなものであろうか。例えば、「いじめの増加」という「社会問題」を取り上げてみる。そのとき、我々は「問題行動」としての「いじめ」という行為が客観的に存在しており、さらにその行為が実際に増加してきていることが「問題である」と理解しているのではないだろうか。従来の社会問題研究の関心も、そうした常識的な理解に

近いところから出発していると言ってよい。常識的な理解と同様に、それらは、まず、「問題」となる「客観的な状態」が実在しているという前提に立つ（「いじめの増加」）。そして、それがどのような要因によって増加し、どのような性質や傾向をもつのかを分析し、そうした「事態」にどのように対応していくべきなのかを論じていくというプロセスを経る。

「社会問題」についての常識的な理解にせよ、従来の社会問題研究の関心にせよ、両者に共通している認識は、「いじめ」という行為や状態が固有に実在していることを前提にしているという点である。しかしながら、本論では、そうした事実観には立たない。結論から言えば、ここでは、社会問題を定義活動の産物であるととらえていくことにする。

社会問題を定義活動の産物であるととらえていく事実観は、逸脱理論の系譜のなかで、ベッカーのラベリング論からキツセ／スペクターの社会的構築主義へと引き継がれてきており、実証研究の成果も年々蓄積されてきている^{*2}。そこで、本章では、この「社会的構築主義」という理論的立場に依拠しながら、この「事件」を実証研究の俎上に乗せていくことにする。

(2) 社会的構築主義

それでは、社会的構築主義とは具体的にどのような事実観に立ち、どのような方法論をとるのか、その点について、本稿の考察と関わる範囲内で整理しておくことにする。次の文章は、構築主義を説明する際に頻繁に引用

されるスペクター／キツセの議論である。

われわれは、社会問題を定義するにあたって、社会のメンバーが、ある想定された状態を社会問題と定義する過程に焦点を合わせる。したがって、社会問題は、なんらかの想定された状態について苦痛を述べ、クレイムを申し立てる個人やグループの活動であると定義される。ある状態を根絶し、改善し、あるいはそれ以外のかたちで改変する必要があると主張する活動の組織化が、社会問題の発生を条件づける。社会問題の理論の中心課題は、クレイム申し立て活動とそれに反応する活動の発生や性質、持続について説明することである（キツセ／スペクター 1990, 119頁）。

キツセ／スペクターの考え方のユニークさは、「社会問題」の「客観的な状態」ではなく、その「生成過程」に焦点をあてていく点にある。つまり、「社会問題」を個人やグループが「ある状態」を改善・改変する必要があると主張していく活動を通して「構築」されていくものと理解する。「いじめ」が「客観的」に存在し、それが増加しているから「問題」であると考えてのではなく、「いじめの増加」が「問題である」という主張がなされることで「問題となる」（厳密に言えば「構築される」）と考えていくわけである。

そのため、構築主義のアプローチを採用する研究者にとって、「問題」とされる「客観的な状態」が“現実”に存在しているかどうか、真であるか偽であるかの関心や判断は、分析上、保留されることになる。その一方で、「客観的な状態」を変えるべきだという主張や活動が存在する限り、たとえ「その状態」が「完全なでっちあげ」や「非現実的なもの」であっても、彼らはその主張や活動に分析的な意義を積極的に見出していくことができるようになる。

それゆえ、構築主義では、「クレーム申し立て」と呼ばれる活動が重要な分析対象となる。それは、我々の日常生活において、自分（あるいは社会）にとって好ましくない状況に人々の関心を向けさせ、その状況を変えようとする主張や活動を意味する。キツセ／スペクターがあげている具体例は、次のようなものである。

選挙民からの国会議員あての、ある施策への支持を求

める手紙は一つのクレイムである。道路の穴を補修するようにという市議会への請願もそうだし、インドシナでの戦争の終結を求める専門家団体の決議もそうである。クレイムの申し立ては、サービスの要求、書類の記入、苦情の申し入れ、告訴の提出、記者会見の招集、講義の手紙書き、決議案の可決、暴露記事の出版、新聞の意見広告、政府の活動や政策への支持または反対、ピケとボイコットなどからなる（キツセ／スペクター 1990, 123頁）。

クレイム申し立て活動は、つねに相互作用の一形式として理解されなければならない。「ある状態」を変えたいとする主張や活動が発生すると、それに同調する主張や対抗する活動が生じていく。そうした反作用としての活動や主張は、さらなる同調活動や対抗的な主張を生み出すこともある。もちろん、そのなかには、社会的な関心をひかずに消滅していくものもある。公的な機関が関わる場合があれば、関わらない場合もある。様々な形式があるにせよ、そこには「問題」とされる「状態」をめぐる「一連のやりとり」が生じているわけである。

クレイム申し立て活動に焦点をあて、どのような主体（以下『メンバー』と呼ぶ）が、どのようなクレイムを申し立てるのか。そして、それらがいかに維持されたり消え去ったりしていくのか。その結果、「ある状態」をめぐる「問題」が全体としてどのように構築されていくのか。そうした諸々の点について記述していくことが構築主義の方法論の特徴である。

（3）問題構築過程におけるマスメディア

社会的構築主義における以上のような道具立てを借りることによって、我々は、この「事件」に関わった人々や組織をクレイム申し立て活動の主体とみなし、彼らの活動や主張を実証的なデータとして扱っていくことができるようになる。具体的には、マスメディアの報道、捜査機関の発表や捜査資料、審判関係資料、遺族や「被疑者」少年のコメント、付添人弁護団の意見書、学校関係者の発表や談話、教育行政における関係施策といったものがクレイム申し立て活動となる。

そして、どのようなメンバーがどのようなタイミングでいかなるクレイム申し立て活動を行い、どのような「問題化」がなされていったのか。また、それらの「問題」

はどのように持続されていったり消滅されていったりしたのか。さらに、その結果、この「事件」の性質がどのように構築されることになったのか。本稿では、こうした視点から、「明倫中事件」を考察していくことにしたい。そして、そのことによって、我々はこの「事件」の「真相」として想定されている「客観的な状態」をめぐる従来の議論から離れることができ、この「事件」を語るための新たな視野を手に入れることができるようになる*3。

それでは、上述した様々なメンバーのなかで、マスメディアというのは、問題の構築過程において、そのような性質をもったメンバーであると言えるのであろうか。言い換えれば、問題の構築過程にどのように関わり、そこにどのような意味をもつメンバーであると言えるのだろうか。本稿の以下の分析を通して明らかにしたい課題は、この点にある。ただし、以下の分析にとって、前提としておきたいメディアの性質がある。次に、それについて、簡単に議論をしておくことにしよう。

まず、第1に言えることは、ある出来事に対して第三者である我々はマスメディアを通してしか、誰がどのようなクレーム申し立てをしているのかを知ることができないということである。ある少年が非行を犯し、捜査機関がその非行事実を明らかにし、少年たちや付添人がそれに対して異議を唱えたとしても、それがマスメディアで報道されることがなければ、それが第三者の目に触れることはない。裏返して言えば、マスメディアに取り上げられることで初めて、ある「出来事」というのは公的な性格を帯び、「問題」として社会に流通することになる。

第2に、一般的に、新聞報道は「中立性」の原則に立つことで、「問題」の外部から客観的な「事実」をありのまま記述していると考えられている。ニュース報道（事件報道）については、ことのほかそうした印象が強い。そうであるとするならば、マスメディアは問題構築過程の外部に存在し、そこへの関与を免れているメンバーであることになる。しかしながら、実際にはそうではない。マスメディアは、ある出来事をどのような「問題」として構築していくのかを規定する“重要な”メンバーであると言ってよい。

例えば、山村（1995）は、「いじめ問題」をテーマに、メディアによる問題の定義づけとその規定力の強さを考察しているが、そこでは、「いじめ」概念はそもそも不可視なものとして定義されており、人々は（我々研究者も含め）

メディアを通して後づける形で「いじめ」を見ていること、また、「いじめ」現象はメディアが作り上げた一定の方向性をもった文脈（校内暴力を押さえ込んだ結果の「いじめ」の増加から、「いじめ」の管理強化による不登校の増加へ）のうえで解釈がなされていることなどを指摘している。言わば、我々はメディアが見た社会問題を見、メディアが解釈した枠組みのなかで社会問題を考え、そのリアリティを実感しているわけである。

そこで、本稿では、マスメディアのなかでも新聞報道をとりあげ、それらがどのようにこの「事件」を見、「問題」化していくことになったのかを考察していくことにしてみたい*4。まず2節では、その初期報道に注目しながら、新聞報道が「明倫中事件」にどのような解釈枠組みを与え、どのような物語を作り出していったのかを整理してみる。また、3節では、被疑者少年たちの逮捕・補導後の記事に注目しながら、新聞報道がこの「事件」からどのような「問題」を構築していったのかを整理してみる。さらに、4節と5節では、この「事件」をめぐる「問題」の推移のなかで、新聞報道がそれらをどのように処理していったのかを見ていくことにする。そうした作業を通して、問題構築過程における新聞報道の“メンバー性”の一端を描き出すことができれば、それが本稿の成果の一つとなる。

2. 初期報道における解釈枠組みの構築

(1) 「いじめ事件」という解釈枠組みの構築

日常生活で生じる一つの出来事や経験、ある発言は、最初から“意味あるもの”として存在しているわけではない。それらは、日常生活において進行する様々な事象の断片にしかすぎない。それらを秩序づけ組織づける解釈枠組みが付与されることで、それらは初めて意味を持ち、我々にリアリティ（現実感覚）として認識されることになる。タックマン（1991）が考察したように、マスメディアは、そうした解釈枠組みを我々に提示する社会的な装置の一つとなっている。しかも、それは解釈枠組みに“公の性質”（例えば「社会的に問題となる事件である」）を与えながら、我々のリアリティを規定していく装置でもある。

この「事件」の発端は、「Y君の死」という「出来事」である。それでは、新聞報道はそうした「出来事」にど

のような解釈枠組みを与え、この「出来事」をどのように意味づけることによって、どのような「事実」を構築していったのであろうか。さらにまた、構築されたそれらの「事実」は、各新聞社の報道において一様であったのだろうか。ここでは、それらの点について考察してみたい。

被疑者少年たちの逮捕・補導が伝えられ、この「事件」をめぐる「いじめ事件」という解釈枠組みと、Y君が死に至るまでのストーリーが公式に発表されることになるのは1月19日の紙面である。このことを裏返して言えば、それまでの紙面というのは、各新聞社の独自の取材活動によって構成されていると言ってよい。そこで、ここでは、1月18日までの紙面に注目し、新聞報道がこの「事件」をめぐる解釈枠組みとストーリーをどのように構築していくことになったのか、その点について考察を加えておくことにしよう^{*5}。

まず、Y君の死が最初の新聞報道でどのように語られたのであろうか。それを見ておこう。以下は、山形・朝日新聞のこの「事件」に関する第一報の見出しである。

「中1男子、死体で発見 体育館、マットに巻かれて」
(山形：93/1/14)

「体育館に中1死体 山形マットに巻かれ」
(朝日：93/1/14)

両紙とも、その見出しには、学年・発見場所・発見された状態などがあげられている。しかしながら、そこには、この「事件」が語られる際に頻繁に使用されることになる「いじめ」という言葉は使用されていない。また、本文でも、「いじめ」という言葉がそれぞれ1度使われているものの、朝日新聞では校長のコメントとして「最近はいじめの問題も聞いたことがなかった」、山形新聞では「明倫中ではかつて、いじめなどで荒れた時代はあったが最近では沈静化し、…」という形で使われているにすぎず、Y君の死の原因を「いじめ」と結びつけるような記述は見られない。

しかしながら、翌日、1月15日付けの各社の紙面では、「いじめ」カテゴリーの使われ方は一変することになる。まず、見出しとリード文に注目してみよう。

【山形新聞】

見出し（一部）：

「マットの中窒息死 用具室で集団暴行か」

リード文（一部）：

「県警捜査一課と新庄署は、…現場にいた生徒20数人と学校関係者から事情を聞いた結果、現場の状況などから、日頃から行われていた有平君に対するいじめがエスカレート、集団暴行に発展、死に至らしめた可能性が強まった」

【讀賣新聞】

見出し（一部）：「ショック… “いじめ” だった」

リード文（一部）：

「いじめは今も横行していた——…… Y君……が死んでいた事件は、新庄署の調べでいじめが原因と分かった。暴行の末、巻いたマットに逆さに突っ込むというむごたらしい手口も、加害者にとってはいたずら半分だったのか」

【朝日新聞】

見出し：

「マットに巻き逆さ数時間 放置され窒息死？」

リード文（一部）：

「県警は、同日夕に他の複数の生徒にたたくなどされて以来、Y君の姿が見掛けられていないため、マットの中で数時間、放置されているうちに窒息したという見方を強めている」

一般的に、人の死をめぐる死因や死体の状況に不自然な点を感じられる場合には、警察を中心として、その死を解釈する枠組み（「事件なのか」／「事故なのか」、「事件（事故）であるとすれば、どのような性質の事件（事故）なのか」）が構築されていくことになる。この「事件」も例外ではない。「県警捜査一課と新庄署は」（山形）、「新庄署の調べで」（朝日）、「県警は」（讀賣）といった表現からもわかるように、新聞各紙はこの「事件」を定義づけるうえで重要なメンバーとして警察を登場させ、有平君の死をめぐる解釈枠組みを呈示している。

しかしながら、同じように警察からの情報をもとにしていながらも、解釈枠組みの呈示の仕方には新聞社による差異が見られる。そこに注目してみよう。まず、讀賣

新聞は、見出しで「いじめだった」、リード文で「いじめが原因と分かった」といった断定的な表現を使い、この事件は「いじめ事件」という解釈枠組みを呈示している。それに対して、山形新聞の場合には、「集団暴行」、「日常的ないじめがエスカレート」など、有平君の死といじめとの関連性を示唆しながらも、「可能性が強まった」という婉曲的な表現を用いている。一方、朝日新聞の場合には、「複数の生徒による暴行→マットのなかに放置」という解釈を可能にする表現をとっているものの、有平君の死といじめとの関連性を直接的に指摘する記述は見られない。

このように見出しやリード文から読み取れる解釈枠組みの違いは、本文からも読み取ることができる。その点について、対照的な解釈枠組みを呈示していると考えられる、読売新聞と朝日新聞の記事内容を比較しながら、見てみることにしよう。

「同〔市〕教育長は、明倫中の校長や教頭、担任、部活指導者から事情を聞いたが、学校側は「いじめは一切なかった」と答えたという。また、記者会見の中で同教育長は、「明倫中は、過去にいじめなどがあったが、最近では沈静化してただけに残念でならない。今度の事件の背景を発見できなかったことは、学校全体をもう一度見直す必要がある。」と語った。」〔読売：93／1／15〕

「荒井教育長はこの日、明倫中校長、教頭、教務主任、Y君の担任教諭、卓球部の顧問らに会い、それぞれ事情を聞いた。「一様に『いじめは考えられない』という報告だった。警察の調べを待つしかないが、現段階ではY君への『いじめ』はなかったものとする」と話していた。」〔朝日：93／1／15〕

いずれも、市教育委員会の教育長のコメントである。市教育長が学校関係者に事情聴取をしたところ、彼らが「いじめの存在を否定した」という部分については共通している。しかしながら、読売新聞の場合には、「いじめ」が「今度の事件の背景」にあるという解釈を可能にする表現でのコメントを掲載しているのに対して、朝日新聞では、学校関係者の事情聴取を受けるかたちで、市教育長自身が「いじめ」の存在を否定するコメントになっている。

また、以下にあげるのは、いずれも校長のコメントである。読売新聞の場合には、部分的にはであるが校長がいじめの存在を認めたコメントに、朝日新聞の場合には、いじめの存在を否定しているコメントとなっている。

「峯校長は「見えない部分で、いじめがなかったとはいえない」と認めた上で、「実態を把握していなかったとすれば、管理上われわれに重大な責任がある」と、がっくり肩を落とした。」〔読売：93／1／15〕

「峯校長は「Y君がいじめられていたとは担任も卓球部の顧問も私もなかった」と信じている。」

〔朝日：93／1／15〕

さらに、日常的ないじめをめぐる生徒たちの証言内容の扱われ方は、両者の解釈枠組みの違いを示す典型的なものであると言ってよい。

「……ある生徒は以前、Y君がネットに巻き付けられていじめ遭っているのを見たという。また、「勉強ができる分、目立ち過ぎた」「人が良すぎた」と話す生徒も。これに対し、学校側は「からかったり、ふざけ合うということはあったが……」という程度の認識。生徒たちの多くが気づいていたいじめを教師が「見えなかった」のは目配りの不足と言えそうで、……」〔読売：93／1／15〕

「同級生の一人は「休み時間は一人で絵を書いたりしていたが、目立つ生徒で、ときどき面白いことを言って人を笑わせていた。クラスに『いじめ』はなかった」と話す。しかし、先月、Y君が廊下で上級生数人にこづかれているのを2回にわたって目撃した同級生もいる。「Y君はからかわれてもあまり抵抗しなかったから。彼はいやがっていたみたいだったけど、こづかれているのは悪ふざけ程度と感じた。」〔朝日：93／1／15〕

読売新聞の場合には、Y君が「ネットに巻き付けられていたこと」を「いじめ」として記述し、「目立つこと」や「人が良すぎる」ことがいじめの原因になっていたことを示唆するような表現になっている。そして、さらに、「いじめ」を「からかい」や「ふざけ合い」としか認識していなかった学校側の認識を「問題」として指摘してい

る。それに対して、朝日新聞では、まず、生徒の証言を通して「いじめ」の存在が否定されている。また、Y君が「廊下でこづかれていた」ことは、「いじめ」ではなく「悪ふざけ程度」ものとされる。それゆえ、そこには、「いじめ」をめぐる生徒の認識と教師の認識のズレという視点を見出すことはできない。

以上のように、讀賣新聞と朝日新聞では、そこで示されている解釈枠組みの内容は対照的であり、そこからは、この「事件」をめぐる全く異なるストーリーを読み取ることが可能になる。例えば、讀賣新聞の場合には、次のように考えることができる。「Y君に対して日常的な「いじめ」が行なわれていた。生徒たちの大多数はそのことを知っていたが、教師たちは「からかい」や「ふざけ合い」にすぎないと甘くみていた。そして、そうした「いじめ」が今回の原因となった。事件の直後、教師たちは、生徒の認識とのズレに気づかずにいたが、時間の経過とともにそれを認めてきている。例えば、市教育委員会でも今回の事件が「いじめ」によるものであることを認めている。」

それに対して、朝日新聞の場合には、次のようになりう。[クラスには「いじめ」はなかった。有平君がこづかれるところは見た生徒はいる。しかし、それも「悪ふざけ」程度のもので感じた。学校側も「いじめ」の存在を否定しており、市の教育委員会も現段階ではそれを信じている。]

こうした解釈枠組みの違いは、15日の紙面に限定された一過性のものではない。16・17日に掲載されている「Y君が部活中に芸をやらされていた状況」、「Y君に対する日常的ないじめ」をめぐる記事のなかでも、同様に見出すことができる。同じ事件の解釈枠組みがどのように異なって構築されることになったのかを示す顕著な例であり、多少、引用が長くなるかもしれないが、それを紹介しておくことにする。

16日付の讀賣新聞では、部活中、Y君が芸をやらされていた状況は、「Y君は体育館に練習に行った13日の午後4時から5時ころまで、次々と複数のいじめを受け続けていた」とされ、「目撃した生徒の話では、館内を連れ回されながら「芸をしろ」と強要されて歌を歌ったり、殴るけるの暴行を受けていた」と記述される。また、Y君については、「[だれでもいじめたくなるタイプ]と話す者もあり、キックボクシングごっこと称してけら

れ役をやらされたり、上級生に小突かれたりと、生徒の間では「いつものこと」「そういうことを気にしない子」と見る空気があったとらしい。」と描写されることになる。

それに対して、朝日新聞 [93/1/17] では、Y君の部活中に行なった行為は、「体育館の片隅で、5・6人の生徒を相手に、一人芝居をやって笑わせていた」とされ、「いじめられているのは、見ていない。」「[用具置き場前で上級生数人に囲まれ、じゃれているように見えた]と記述される。さらに、解釈枠組みの構築に大きな影響を与える捜査関係者のコメントも「[同署も何人かの生徒から「Y君は数人から暴行を受けていた」という話を聞いているが、具体性に欠け「はっきり確認されていない」と説明している]、「捜査員は…「証言が少な過ぎる。あとは『知らない』『わからない』。本当に見ていないのだろうか」と語る。」と否定的な色合いを帯びることになる。また、Y君への日常的ないじめについても、「[頭がよくしっかりした性格。面白いやつで、からかいの対象となっても、いじめられるような存在ではなかった]、「いじめられているところは見たこともないし、Y君本人も一緒に遊んでいるようだった]」とされ、「[いじめ]が原因の死だとすると、その理由やきっかけは何だったのか」と疑問視されることになる。

以上のように、「Y君の死」という「出来事」を発端に構築された解釈枠組みとストーリーは、一様ではない。新聞社によって異なる。一方では、この「事件」を「いじめ事件」と解釈する枠組みが構築され、そこでは、「いじめ事件」であるという警察の見解を中心に、「いじめ」を認める校長の発言、「いじめ」を前提とした語り口としても読み取れる市教育長のコメント、生徒による有平君をめぐる「いじめ」証言などが記述され、「Y君の死」をめぐる「いじめストーリー」が生成されることになる。他方では、同じ人物、あるいは「生徒」や「捜査関係者」といった同じ立場の人物の証言によって、「いじめ事件」という解釈枠組みは疑われ、否定的な色合いさえ生み出されることになるのである。

「いじめ事件」という解釈枠組みを構築するにせよ、それを疑うにせよ、新聞報道は、報道するという行為を通して、ある「出来事」に意味を与え、ある「事実」を構築していると言ってよい。それと同時に、重要な事柄は、どのような方向に「出来事」を意味づけ、「事実」を構築していくのかという点では一律ではないということであ

る。それゆえ、読者は、購読している新聞の紙面の違いによって、異なるリアリティ世界をそこで経験していると言えるのである。

(2) 不完全なストーリー構造を支えるニュース価値

この「事件」における解釈枠組みとストーリーが公的に発表されるのは、1月18日の被疑者少年の逮捕・補導に際してである。それまでは、言わば、「真相」は不明な状態にある。そのこともあって、これまで見てきたように、新聞社は独自の取材活動を通して、この「事件」における解釈枠組みとストーリーをそれぞれ呈示してきている。それでは、新聞社が自ら構築した解釈枠組みを報道するという行為は、何によって支えられているのだろうか。ここでは、山形新聞を分析対象にして、その点について考えてみることにしよう。

本論に入る前に、まず、朝日・読賣新聞と同様に、山形新聞1月15日付紙面の本文の内容を検討し、そこでは、どのような解釈枠組みが呈示されているのかについての整理を行なってみよう。山形新聞では、すでに述べたように、この時点では「事件」の真相が確定していないこともあって、見出しでは「集団暴行か」という断定を避ける表現を使用し、また、リード文でも「可能性が強まった」という間接的な表現をとっていた。

しかしながら、見出しやリード分でそうした「可能性」であった事柄は、本文のなかでは「前提」として語られることになる。代表的な事例をあげてみよう。

見出し：「こんな残酷な仕打ち…いじめなら悲しい」

本文：

「新庄市明倫中で起きた暴行事件は、背景に陰湿ないじめがあったことが明らかになるにつれ、遺族、学校関係者そして子どもを持つ親に言いようのない怒りと悲しみをもたらした。」

また、同じ囲みのなかでは、次のような県児童相談所長のコメンタリーが見られる。「常識では考えられない。大変なショックだ。けんかをしても手加減を知らないことが、こんな悲劇的な結果になった。電話相談でもいじめに関しては決して少なくない。」当人がこのように語ったのかどうかは問題ではない。紙面上で、このコメントが「いじめによる死亡事件」を前提とした語り口で掲載されて

いる点が重要である。さらに、その後には、県内中学校のいじめ事件の件数が減少している一方で、「言葉での脅し、暴力といった直接的行動が目立ってきていた」という統計的な傾向が紹介され、この「事件」と県内における脅しや暴力の増加との関連性を示唆する語り口になっている。以上のように、山形新聞の場合には、見出しやリード文では婉曲的な表現を使いながらも、本文では、「いじめ事件」を前提とした記事・コメント・統計などを掲載し、読賣新聞と同様に「いじめ事件」という解釈枠組みを呈示していると言ってよい。

それでは、次に、山形新聞では、「いじめ事件」という解釈枠組みのなかで、どのようなストーリーが述べられているのだろうか。その点で、山形新聞の場合、同じ「いじめ事件」という解釈枠組みを採用している読賣新聞よりも、具体的なストーリー構造をもっているのが特徴的である。読賣新聞では、教育関係者や生徒のコメントによって「いじめストーリー」が構成されているのに対して、山形新聞の場合には、捜査関係者からの情報として、この「事件」のストーリーが記述されている。例えば、山形新聞15日付けのリード文を思い出してもらいたい。そこには、「日頃から行われていた」「いじめがエスカレート」し、「死に至らしめ」たという「いじめストーリー」が提示されていることがわかる。さらに、このストーリーは、

「捜査当局のこれまでの調べで、Y君はからかわれやすいタイプで、日ごろから「共通語を話すな、生意気だ」「歌を歌え」、さらには無理に物まねをさせられていたり、それに応じないと上級生や同級生から殴られるなどいじめの対象になっていた、という。」〔山形：93/1/15〕

という記述と結びつけられることで、『Y君の有徴性（山口昌男1985）⇒日常的ないじめの存在⇒いじめのエスカレート⇒Y君の死』という基本構造をもつことになる。そして、ここで強調しておきたいのは、この基本構造は、以後、この「事件」が「いじめ事件」という文脈で語られていく際の典型的なものとなるという点である。

しかしながら、同時に、このストーリーは、「誰が、何をしたのか」を欠いている点で、物語としては不完全な構造になっている。言い換えれば、そこでは、この「事件」が「加害者」という重要な“キャラクター”と「い

じめによる致死(殺人)」の“具体的状況”を欠いたまま、前述のような「いじめストーリー」だけが報道されると言えるわけである。

捜査関係書類を分析した拙著(1998)によれば、捜査当局によって、この「事件」の「いじめストーリー」が公式に語られるのは、1月17日付の『捜査報告書』においてである。それまで、「誰」が「どのように」Y君を死に至らしめたのかという、この「事件」の基本的な構図が捜査当局の言説として明記されることはない。捜査当局も「日常的ないじめがあった」ことについての供述を得ていたとされるが、それを「有力な情報」として定義づけることはない。

犯罪という「出来事」を確定するためには、加害者とその動機、そして犯罪実行までの手続きの解明が重要な要素になるにもかかわらず、なぜ、新聞報道は加害者と具体的な状況を欠いたまま、「いじめ事件」という解釈枠組みを呈示しえたのであろうか。結論から言えば、新聞報道の場合には、「誰がどのように有平君を死に到らしめたのか」という情報にではなく、「日常的ないじめの存在が「死」をまねいた」という情報にその価値を見出しているということである。

犯罪事件のニュースは、ある出来事に対し報道主体がフレームを与え、価値を付与してストーリーとして構成したものである。……しかし、その報道上の扱いは一様ではない。成人男性が被害者である件数が多いが、大きく取り上げられる報道になると、女性や子ども(小学生以下)が被害者である場合が目立つようだ。同じ殺人事件でも被害者が「女・子ども」である場合には、それ以外の殺人事件よりも報道されやすく、従って、ニュース価値の高い事件とみなされていると考えられる(大庭1990, 20頁)

報道主体は解釈枠組みを与え、ストーリーを構成するだけではない。社会で発生する様々な犯罪事件に価値づけを与え、それらを取捨選択したり取り扱いの大小を決定したりして報道している。一般的にニュース価値と呼ばれるものの指摘である。この「事件」の場合も、Y君が「子ども」であったこと、発見場所が「学校内」であったこと、さらには「不自然な姿で発見」されたことなどが、ニュース価値を高めることとなったとみてよい。

そして、さらに重要な点は、この「事件」が一過性あるいは突発性の「集団暴行事件」ではなく、継続的な「いじめ」が原因で生じた「事件」であるという解釈の可能性が生じたことである。言い換えれば、「傷害、監禁致死事件」という“犯罪”の文脈だけではなく、それが「いじめの存在」という“教育“(上の失敗)の文脈にも結びつけて語ることが可能となったこと、そこに高いニュース価値が見出されることになったと考えられるのである。

それゆえ、前述のような不完全な構造をもつストーリーの報道は、むしろ「いじめストーリー」、言い換えれば「いじめの存在」そのものに置かれたニュース価値に支えられていたのであり、その意味では、新聞報道における情報産出の基準は、「誰が何をしたのか」という「事実」の「有/無」よりも、「誰が何をしたのかはともかくとして「いじめ」があった」という、その「事実」をめぐる「ニュース性」の「有/無」に価値を置いていると言えるのである*6。

3. 自動運動する物語

(1) 補強し合う専門家と関係者の言説

次に、被疑者少年たちが逮捕・補導された1月18日以降の紙面に注目し、初期報道の段階で示されたストーリーの基本構造がどのように変化していくのか、それについて試みることにしよう。その際に注目したいのは、朝日新聞である。朝日新聞は、初期報道の段階では、「いじめ事件」という解釈枠組みに対して最も距離を置いていた新聞社であった。被疑者少年たちの逮捕・補導後も、そうした姿勢を貫いたのであろうか。

結論から言えば「否」である。7少年が逮捕・補導された後の朝日新聞の紙面では、山形・讀賣新聞と同様に、「いじめ事件」という解釈枠組みを採用し、警察関係者、遺族、学校関係者、生徒、PTA、明倫中OB、県・市教育委員会関係者、地域住民などを紙面に登場させ、警察から公表された「いじめストーリー」を正当化していくことになる。

その典型的な例は、家族全体の異質性を「問題」として扱った1月19日の紙面である。そこでは、「両親は教育熱心で、家族5人が仲良く暮らしていた。ただ、15年くらい前に新庄に来たけど、近所づきあいはあまりなかつ

たみたい」[93/1/19]という「近所の」主婦のコメントや、「父親が園長という『偉い』仕事について、立派な家建てたり、家族みな標準語を話したりと、この地域にはなじまなかったのかもしれない」(同上)という「Y君の家族をよく知る」主婦のコメントなどがあげられている。

地域住民の語るエピソードを通して、ここで強調されているのは、「近所づきあいはあまりなかった」、「地域になじまなかった」という家族全体の“異質性”である。そして、ここでの家族全体の異質性は、Y君の異質性と結びつけられ、「現代のいじめは異質なものを排除する意識から生まれる」という常識化された知識のなかに組み込まれていくことになる。例えば、次のような地域に詳しいとされる一人の教育評論家のコメントを見てみよう。

「現代のいじめの典型的な例だ。同レベルではなく一段、二段高い生活をしていると、周囲は排除の心理が働く。例えば、大きな家に住み、教育環境もいい。うらやましさはしつとに、そして憎悪になる。大人と違い、子供たちは、存在そのものを抹殺するまで至ってしまう」[朝日：93/1/19]。

新聞紙面で頻繁に見かける有識者のこうしたコメントの意味を考えるには、ベッカー(1981)の「信頼性のヒエラルヒー」という概念が参考になる。我々は、日常生活のなかで、ものごとの正誤や美醜について様々な価値判断を行なっている。しかしながら、すべての物事を円滑に判断できるわけではない。判断に困る場合も少なくない。その場合、我々はどうのような行動をとるであろうか。おそらく、判断の対象となるものごとに詳しい人やその道の専門家に相談したり、判断を任せたりすることが多いのではないだろうか。

その際、我々が期待しているのは、専門家たちが下してくれる判断内容の妥当性や助言の信頼性ではない。むしろ、「判断を下すに値する立場」にいる人間が判断を下したことで自分が重要となっているのである。「専門家を下す」判断ゆえに、(内容の妥当性や信頼性は保留に入れ)それは正しいと判断するわけである。価値判断を下す正当性を「誰が保持しているのか」に関する順位表が文化の中に存在し、それを参考にして我々は価値判断を行っている。それがベッカーの概念の含意である。

ここでも、「地域に詳しい教育評論家」という専門家のコメントによって、地域住民の語るエピソードの正当性が高められていると言ってよい。エピソードを語った地域住民は、同じ紙面に掲載された専門家のコメントにより、「現代のいじめの典型的な例」の証言者としての正当な地位を付与されていくことになるわけである。同時に、「Y君の家族をよく知る」地域住民も、前述した「信頼性のヒエラルヒー」で言えば、「そうではない」人々に比べて、地域社会と遺族の関係について語るうえでの特権的な知識を占めることになり、そのエピソードは、有識者のコメントを補完し、その正当性を高めていくことになる。つまり、地域住民のエピソードと有識者のコメントは、互いにその正当性を補完し合いながら、この「事件」におけるストーリーの基本構造そのものの正当性を高めていくと言ってよい。

その一方で、朝日新聞の紙面には、「好かれていて頭もいいのでうらやましい。言葉で言えないくらいにあこがれていた」、「絵も字も上手だし、頭もいい。『すごい人』だと思っていた」、「みんなから好かれていた」といった追悼文集でクラスメートが書いた作文(朝日：93/1/19)、さらには、逮捕・補導後に掲載された「Y君へのいじめ「あった」は一件—明倫中がアンケート」といった記事[朝日：93/1/25]などが掲載されている。前者は「Y君の異質性」という点で、後者は「日常的ないじめの存在の存在」という点で、「いじめ事件」という解釈枠組みとストーリーの基本構造には必ずしも一致しない情報である。

しかしながら、こうした情報の意味は「いじめ事件」の文脈のなかで読みかえられ、この「事件」の解釈枠組みの構築そのものに大きな影響を与えることなく処理されていくことになる。典型的な例を一つだけあげておくことにしよう。

「Y君をいじめているところを見たことがありますか」。明倫中で事件後に行なわれた無記名アンケートに「見たことがある」と答えたのは三百人を超える生徒のうちたった一人だった。なぜ「いじめのサイン」が見えなかったのか。肝心な点はわからず、この面での対策は手つかずのままだ。校長は「まだ生徒たちのなかに入り込めていない」とコメントした。[朝日：93/1/25]

ここでの紙面からもわかるように、学校の実施したアンケートの結果は、「Y君へのいじめを見たことのあるものは一人」という一つの「社会的事実」として語られているのではない。教師が生徒の心をとらえきれないでいることの象徴的な事例として語られているのである。言い換えれば、初期報道の段階で、「いじめ事件として解釈することへの疑問」の論拠とされていたはずの「生徒によるいじめの存在の否定」という情報は、「いじめ事件」という解釈枠組みが公的に確立されることにより、ここでのように、明倫中における教師－生徒関係が崩壊していることの論拠として読みかえられてしまうことになるのである。

以上のように、新聞報道は、ある出来事を解釈するための枠組みやストーリーを我々に提示するということに加え、警察、地域住民、有識者、教育関係者、遺族などのエピソードやコメントを収集し、それを選び、効果的に紙面に配置することで、さらにまた、解釈枠組みやストーリーに一致しない情報の意味を読みかえていくことで、公式に発表された解釈枠組みを正当化しそこのストーリーを補強していく、社会問題の構築過程に関わる重要なメンバーであると言える。

(2) 構築される物語と隠蔽される物語

こうした解釈枠組みやストーリーの強化という意味では、特集記事や連載記事の存在も忘れることはできない。例えば、7少年の逮捕・補導以後、紙面では、「緊急報告いじめ」(朝日:93/1/19-21)、「いじめ－有平君の死を考える(テーマ投書)」(朝日:93/1/28-2/21)、「現場からの報告明倫中事件」(山形:93/1/20-30)、「いじめ深層」(山形:93/1/25-3/8)、「よみがえれ学校教育」(山形:93/2/22-3/2)といった連載記事や特集が次々と掲載されていくことになる。しかしながら、ここでも、「いじめによる死亡事件」という当初の解釈枠組みやストーリー構造そのものが揺らぐことはない。特集記事にせよ投書にせよ、「いじめによる死亡事件」という解釈枠組みとストーリー構造を前提にしながら、この「事件」の背景や対応策が語られ続けていくことになる。言わば、プロットの構築である^{*7}。

それでは、新聞報道によるプロットの構築が、問題の構築過程におけるマスメディアのメンバー性にとって、どのような意味をもつことになるのであろうか。ここで

は、プロットとしての特集記事と投書に注目して、その点について検討してみたい。朝日新聞は、前述したように、1月19日の特集記事(さらには、20日の社会面)で、「共通語を話していた」という有平君の有徴性を強調している。その後、朝日新聞では、それを契機にして、「標準語の人へときに反感も」(93/1/19)、「郷に従え」で本当によいか(93/1/19)、「個性の違いを認める教育を」(93/2/2)といった「地域社会の閉鎖性」について論じる投書が掲載されていくことになる。それに対して、Y君が「共通語を話していた」ことを「いじめ」の原因として強調していない山形新聞では、そうした投書はほとんど見られない。

記事と投書とのこうした関係は、紙面での「問題」の取り扱い方が読者のリアリティをどのように規定していくのかを明らかにしてくれる格好の事例である。言い換えれば、ここでの報道が、「異質な物を排除しようとする地域の閉鎖性」(あるいは「地域になじもうとしない異質性への反感」)という、この「事件」における「いじめ」の動機を説明するための語彙を読者に与え、そうした「動機の語彙」(ミルズ, 1971)は読者の解釈枠組みに組み入れられることで、この「事件」についてのリアリティを形成していくことになると言える。

社会問題の構築過程においてプロットとしての特集記事がもつと考えられる意味は、もう1つある。すでに述べたように、新聞報道では、この「事件」は「傷害致死事件」という犯罪の文脈だけではなく、「いじめ」という「教育上の(失敗の)問題」として取り上げられてきている。しかしながら、考えてみれば、この「事件」をめぐる教育上の問題は「いじめ」だけではなかったはずである。例えば、この「事件」の発生当初から見ても、「部活動の際に顧問が不在であったこと」や「日頃から生徒たちの遊び場になっていたにもかかわらず、マット室内に鍵がかけられていなかったこと」、「学校の戸締りの際にマット室が点検の対象になっていなかったこと」など、「部活指導」や「施設の安全管理」、「校内の安全点検」などが「問題」として指摘されている(「顧問不在の部活を重視 顧問は学習会出席」(朝日:1993/1/22)、「忙しい先生 一因に」(山形:1993/1/22)、「部活動運営を見直し」(山形:1993/1/25))^{*8}。

しかしながら、これらの「問題」は、明倫中学校(あるいは地域)という個別的な文脈のなかで語られていく

にすぎず、「いじめ問題」のように一般化されたり、分析的に語られることはない。例えば、朝日新聞では、「いじめ問題」については、1月19日から21日にかけて『緊急報告 いじめ Y君の死』という特集を組んだり、1月28日から2月21日にかけて『いじめ Y君の死を考える』という投稿欄を設けたりする。しかしながら、それ以外の「問題」については、そうした取り扱いがなされることはない（山形新聞にも同様の傾向が見られる）^{*9}。

その点について具体的な紙面で見てみよう。朝日新聞1月22日の紙面である。ここでは、県警と新庄署が「事件当日の体育館で複数の部が活動中であつたにもかかわらず、顧問が一人もついていなかった事実を重くみて、事件の全容解明のため、学校側から事情を聞いた」ことを受け、「現代の教育現場の抱える問題」という内容での報道がなされている。そこでは、「教育現場の問題点露呈—会議や研究発表・・・多忙化—危機感を募らす教師も」という見出しが掲げられ、組合員一人あたりの超過勤務時間が年々増加する傾向にあるという調査結果が紹介され、その背景には「校内の各種会議、校外での研修、県教委や各市町村の指定校研究といった事務量」の増加があることが指摘されている。このように「多忙化」が「教育現場」における制度的・構造的な「問題」と結びついているという見方を示しておきながら、紙面では、そうした制度的・構造的な「問題」そのものの分析へと向かうことはない。多忙化問題は、教師が「いじめ」を発見できなかった背景として語られるだけであり、結論部分では、「いじめ」を発見できるのかどうかは、「忙しく」とも個々の教師の「自覚」次第であると、個々の教師の努力に還元されていくことになる^{*10}。

刈谷（1997）は、「道頓堀野宿者殺人事件」をめぐるマスコミ報道をとりあげ、ある社会問題の構築が、別な社会問題を隠蔽していくプロセスを実証的に分析しているが、ここでも、そのことは指摘できよう。つまり、この「事件」では、教育上のいくつかの「問題」が構築される可能性をもっていたにもかかわらず、新聞報道は、特集記事を中心に、この「事件」を「いじめ問題」として構築したのであり、それに伴って、それ以外の問題は隠蔽されることになったわけである。

（3）被疑者少年の物語

以上のように、被疑者少年たちの逮捕・補導の際に発

表された公式の解釈枠組みとストーリーは、コメントや特集、投書などを通して、強化され正当化されていく。それでは、もう一つの解釈枠組みとストーリー、つまり、無罪を主張する被疑者少年たちの提示する物語は、どのように報道されることになったのであろうか、

「いじめによる死亡事件」という解釈枠組みがこうして強化されていくなかで、「加害者」とされた少年達の審判での主張が紹介されるのは、「事件」から2カ月たった3月19日付の朝日新聞「長びく審理—捜査なお一逮捕・補導の6少年否認」の記事である。

ここでの時間の長さは、我々に次のような論点を提示してくれるように思われる。一つには、少年審判制度における「非公開の原則」という問題に突き当たらざるを得ないということである。この「事件」でも、少なくともこの段階までは、少年達の審判での主張が明確に報道されることはない。そのことにより、この「事件」に関する解釈枠組みの構築は、警察当局の構築した枠組みに基づく一方的なものにならざるを得なかったことが指摘できる。

また、ここでの時間の経過は、二つ目の論点として、問題構築過程におけるマスメディアのメンバー性に関わる論点を提示してくれるように思われる。マスメディアは、「事実」を確定する権力を社会的に認められているメンバーではない。つまり、裁判所のように「何がおきたのか」を最終的に決定する社会組織ではない。しかしながら、マスメディアのそうした社会的性格は、問題の構築過程におけるメンバーとしての影響力を減ずることに限らない。マスメディアは、「事実」を確定する権力を公的に付与されているメンバーではないものの、報道という行為を通して「事実」を“社会的”な次元で“確定”する力をもつからである。

そのことは、報道という行為がもっている、報道対象への社会的なサンクションの存在とその性質を考えてみれば理解しやすい。例えば、一度でも「容疑者」として報道されることは、（多くはその家族までもが）プライバシーを暴かれ、「逸脱者」としてのラベルを付与され、アイデンティティが社会的に“汚染”されることを意味する。このことは、テレビのワイドショーに限ったことではない。また、誤報や「飛ばし記事」などの特殊な事例に限ったことでもない。日常的な新聞報道であっても、社会的に大きなサンクションをもたざるを得ないと言う

ことである。

例えば、この「事件」でも、1月21日付の山形新聞「前兆に家庭内暴力？」では、少年達の育った環境を分析するという文脈の中で「被疑者少年」の家庭状況が次のように記述されている。「少年の家の様子はまるで廃墟のようだった。…障子はボロボロに破れ果て、家具類も至るところ傷だらけ、家庭内暴力は頂点に達しており、目にあまりある惨状だったらしい」。「加害者」少年の育った背景を分析するうえで、少年の家庭状況を上記のような表現で描写する意味がどれほどあるのだろうか。さらに、ここでの記述は、この記事の全体的な文脈とはほとんど無関係に取り扱われている。

一方、「被害者」という立場にあっても、新聞報道のサンクションから免れることができるわけではない。Y君の有徴性を報じた報道から明らかなように、彼の家族に対しても「地域から浮き上がっている」家族という負の刻印づけがなされているのである。

報道を通して付与されたラベルは、これまで見てきたように、その後の報道により正当性を強調され、強化され続けていくことになる。それゆえ、ラベルの付与は、一方向的に行われ、不可逆的な性格をもつことになる。

この問題について考えるうえで、「松本サリン事件」における「第一通報者の会社員」に対するマスメディアの報道は参考になる。彼は「容疑者」でさえなかったにもかかわらず、事件の報道を通して、その性格や行動のすべてが疑惑に結びつけられ、「犯人」扱いされることになる。つまり、彼の“被害者”としての供述は、「周到なアリバイ工作」や「巧妙な嘘」として解釈され、「松本サリン事件」を構築する証言から排除されていくわけである。ドロシー・スミス（1987）が以下で指摘しているように、「第一通報者の会社員」は、「疑惑の人物」というラベルが付与されることにより、問題の構築過程に参加するメンバーとしての資格を失うことになったと言える。

ラベル被付与者は、社会的事実の構成に参加する資格を失う。従って、たとえ彼がどのような解釈をもち出そうと、それは最初から無視されるのである。定義を下す者たちは彼自身の定義を考慮することなしに自分の解釈を呈示する特権をもっている。

結果的には、彼の無実が証明され、マスメディアは当

時の報道のあり方を一斉に再検証することになった。それはそれで、マスメディアの良心を示していると言えるかもしれない。しかしながら、マスメディアが再検証の結果、自らの過ちを認めたとしても、問題構築者としてのマスメディアのメンバー性そのものが変わるわけではない。マスメディアは、「問題」を語ることにその“存在意義”を見出さざるを得ないという、その本質的な性格を考えると、マスメディアは“意図せざる”サンクションを自らの報道からどれだけ排除しようののだろうか、疑問が残らざるを得ない^{*11}。

「問題」を“確定”する権力を公けに認められていないにもかかわらず、マスメディアが“社会的”な次元で「問題」を“決定づけ”ていく（メンバーとしての）性質をもつことについて述べてきた。そこには、問題の構築に積極的に関わっていくマスメディアのリーダーシップ性を見てとることができる。その反面、問題の構築過程でそうしたリーダーシップを発揮しながらも、マスメディアは、その制度上の権力性と社会的な権力性との間のズレにより、ラベル付与の不可逆性をも生み出すことになる。というのも、マスメディアは自らが構築に参加した「問題」を“否定”する決定的な権力をもたないため、「問題」を“確定”する立場にある組織の「次なる決定」を待たざるを得ないからである^{*12}。

4. 対立する解釈枠組みの処理—解釈枠組みの転換—

初期報道以降の報道をみると、「いじめ死亡事件」という事件の核心についての報道は、警察が捜査終結宣言を行った一月末の時点で概ね沈静化をみている。その後、この「事件」は、特集記事や投書、家裁での審判に関する報道などで構成されながら継続的に報道されていくことになる^{*13}。そうした状況のなか、8月23日山形家裁で3人の少年に不処分決定が言い渡される。家裁のそうした決定は、新聞報道がそれまで正当性を強調してきたストーリーの基本構造を崩し、さらには、「いじめ死亡事件」という解釈枠組みをも揺るがしてしまうものであった。それでは、新聞報道は、そうした事態にどのように対応し、対立する解釈枠組み（読者にとっては「対立するリアリティ」）をどのように処理していったのだろうか。

8月23日の審判決定の翌日の紙面では、「少年事件捜査

に警笛」〔朝日：93／8／24〕、「黒星捜査重すぎる死」〔讀賣：同上〕、「ずさん捜査指摘」〔山形：同上〕という見出しの表現から明らかなように、各紙とも県警の捜査活動への疑問を投げかけている。そこで、解釈枠組みの処理方法の典型的な例の一つとして、山形新聞を見てみよう。次の事例は、8月24日付の『『明倫中事件』の捜査に警鐘』という見出しをうった社説である^{*14}。

「自供だけで事件の構図を描き、少年への配慮を欠いた取り調べで構築した捜査であった疑いも消しきれない…捜査過程で当局からは、容疑少年とその家族のアリバイ工作が行われているとの情報もしばしば伝えられたが、今にして思えば、工作どころか、無実を訴える必死の叫びだったのではないか」〔93／8／24〕。

ここでの報道は、対立する二つの解釈枠組みのうちの一方の解釈枠組み、つまり家裁によって構築された解釈枠組みに準拠し、警察側が構築した解釈枠組みを否定するという態度をとっている。それゆえ、それまでの解釈枠組みを構築してきた警察の取り調べが「問題」として言及されることになるわけである。

一般的に、マスメディアには、自らが問題の構築に参加している（きた）メンバーでありながら、メンバーとしての「責任問題」に自己言及することはほとんどない。ここでも、一方で、既存のストーリーを構築してきたメンバーである警察の「責任問題」を追求しながらも、その警察からの情報をもとに「事件」の解釈枠組みを提示し、ストーリーの正当性を強調してきたメンバーとしての「自己責任」には一切言及していない。

このことは、問題構築過程の「メンバーでありながら、メンバーでないポジションからの語りを自明のこととする語り」(瀬戸 1994) を特徴とする新聞報道独自の語り口を示していると言ってよい（以下、『「ナレーター」としての語り』と呼んでおく）。こうした語り口は、第三者的な立場から「事実」をありのまま報告するという報道の中立性の原則を保証するための語り口であり、そこには社会的な正当性が付与されていると考えられる。

例えば、その点については、この「事件」に関する投書の内容が参考になる。掲載された投書を見ると、警察の捜査活動を疑問視するものや「被疑者少年」の誰かが嘘をついていることを非難するものはあっても、報道そ

のもののあり方を疑問視するものは見られない。このように、「ナレーター」としての語り口は、問題の構築過程におけるメンバーとしての性格を我々の目から“隠蔽”する力をもっており、言い換えるならば、新聞報道は、問題構築過程におけるメンバーとしての「責任問題」を隠蔽しつつ、問題の構築に関与するメンバーであると性格づけることができるのである。

もちろん、新聞報道は、自らの「ナレーター性」に無自覚であるわけではない。この「事件」でも、例えば、山形新聞93年12月1日の記事で見られるように、「マスコミの影響も大きい。事件が起きると、「〇〇の管理責任か?」、「管理体制の不備」、「家庭の問題も」などと騒ぎ立てる。親や教師は激しく動揺する。教師や親が傷つかないよう援助したり見守る姿勢が欲しい」といった記事が掲載されている。マスコミが騒ぎ立てることで「親や教師に激しい動揺を与え」たり、「学校の管理主義を助長」することになるという、問題構築過程における新聞報道のメンバー性に言及している識者のコメントである。こうした内容の記事が掲載されるということ自体、新聞報道は、自らのメンバー性を意図的に隠蔽しようとしているのではないことは明らかであろう。しかしながら、この後、少なくとも現在まで、ここでの論点を深め、自らの報道を省みる報道を行うということはない。

新聞メディアの場合、朝日新聞の「メディア」欄や「紙面批評」欄に代表されるように、自らの「ナレーター性」を検討する紙面を設けているものも多い。しかしながら、膨大なニュース報道のすべてをそこで検討できるわけではない。そうした欄は一般的に全国版の紙面で扱われ、一部の報道だけが対象となる。そういう意味では、マスメディアは、自己批評の欄を掲載することで、問題構築者としての「自己責任」に対する一つの“良心”を提示しながら「自己免責」を凶っていると言ってよいかもしれない。「ナレーター」として振る舞うことで自らのメンバー性を隠蔽でき、“社会的”には「責任なき」メンバーとして問題の構築に関わることのできるマスメディアのこうした性格について、我々はどれほど自覚しているだろうか。

5. 対立する解釈枠組みの処理—語る枠組みの転換—

次に、山形新聞を例にして考察してきた解釈枠組みの処理方法とは異なる、解釈枠組みの処理方法について、朝日新聞を例に見てみよう。朝日新聞では、8月27日の県警本部長による「少年審判改善に余地」という発言を契機にして、現行の少年審判（少年法）における制度的な「欠陥・矛盾」を指摘する記事が増加していく傾向がみられる。例えば、1993年9月2日には、警察庁長官の「少年審判にも検察官などの関与が必要」という発言に対する「少年法改正は筋違い」という付添人弁護団の記者会見を大きく取り上げている。また、9月14日の家裁の処分決定を受けた記事のなかでも、「（少年審判）制度問題の論議に発展—警察側「検察官の関与必要」—弁護側「法改正論は筋違い」という見出しとともに、この事件に関わる少年審判制度の改革論議を整理した記事を掲載している〔93/9/15〕。さらには、12月11日付の「視点」では、「今回の高裁決定では、高裁と家裁の判断が大きく異なったことを「少年法の矛盾」としてとらえる声も少なくない。・司法関係者の関心も高く、法改正について議論が高まることも予想される」と言及する〔93/12/11〕。

さらに、次のような少年審判制度の改革を主張する記事も見られる。9月15日付の社説欄では、「少年司法を考える」という見出しで、少年の否認事件に関して「刑事裁判に類したような形で非行事実を争う特別な手続きを考えていいのではあるまいか」と現行制度の見直しを示唆し、また、94年4月29日付の紙面では「「山形マット死」事件の教訓—少年審判のあり方論議」という見出しで、「「マット死事件」のような否認事件の場合には、裁判官が適切だと判断すれば、審判廷に検察官と弁護人が立会い、成人の刑事事件の手続きを前提に事実関係を明らかにしていくといった特別な手続きも検討できるはずだ。現在のままでは、事実認定に対して、その原因を少年法や少年審判制度にあるとする見方が出てくるだろう」と少年審判への限定的な対審制度の導入を主張している。

もちろん、山形新聞の場合にも、少年審判制度についての言及が行われていないわけではない。例えば、「審判

の教訓」〔93/8/26〕、「少年審判制度に不満（警察長官の記者会見）」〔93/9/3〕、「審判制批判筋違い（付添い人弁護士の記者会見）」〔93/9/10〕といった記事が見られる。しかしながら、山形新聞のこうした記事は、家裁の決定後の一時期に集中しており、その内容も弁護士・警察双方の主張の併記にとどまっている。朝日新聞のように現行制度の現状を「問題」として大きく取り扱っていくことはない。また、読賣新聞でも、「見通し誤り自白偏重 法制度にも一石」〔93/8/24〕、「少年審判の限界指摘も」〔93/8/24〕、「波紋呼ぶ少年審判」〔93/9/15〕、「少年審判の在り方にも“一石”」〔93/12/1〕など、少年審判制度の問題を指摘しているものの、それらは、山形新聞と同様に、決定が出された直後に解説的に記述されており、朝日新聞のように、改正の是非についての立場を明確にしているわけではない。

この点についての各紙の姿勢を顕著に表しているのは、審判決定後に掲載されたY君の父親のコメントの扱い方であろう。朝日新聞では、「（少年法については）施行されたころとは時代背景が違う。大人よりも悪質なことをする場合もあるのだから、柔軟性をもって改正すべきではないか」と何らかの行動を起こすことも示唆した〔93/9/15〕、「イギリスだったら、もっと明確なたちで事件の事態が明らかになったのではないか…少年法の壁を改めて感じた…抗告してくれたことによって少年法の矛盾が浮き彫りになった」〔93/12/1〕という父親のコメントを載せている。一方、山形新聞では、両日に渡って父親のコメントを掲載しているものの、そこには、父親が少年法について言及している記述は見られない〔93/9/15、12/1〕^{*15}。

新聞報道は、ニュースに価値を与えながら問題を構築していくというこれまでの論点に立つとするならば、朝日新聞の場合、「少年審判制度問題」にニュース価値を見出し、「被害者」側の視点からのクレーム申し立てを掲載することで、自ら構築する「問題」の正当性を補強しているわけである。言い換えれば、それは「いじめ問題」から「少年審判制度の問題」への「問題」の移行であると言え、ここにも、問題の構築に関わるメンバーとしての新聞報道の性質の一端を見てとることができる^{*16}。

その一方で、朝日新聞のこうした報道は、山形新聞を例に検討したように、既存の「解釈枠組み」を転換し、新たな「解釈枠組み」に準拠するという性格のものでは

ない。「いじめによる死亡事件」という当初の解釈枠組みについての判断を保留しながら、この「事件」を語る際の枠組みを「いじめ問題」から「少年司法問題」へとシフトさせている例である。山形新聞の事例を、「事件」についての「解釈枠組みの転換」と表現するとすれば、ここで行われたことは、「事件」について語る際の「語る枠組みの転換」と言ってよい。前者が「事件の真相＝何がおきたのか」を定義する枠組み（の転換）であるとするれば、後者は「事件の性質＝どのような特徴の事件なのか」を説明する枠組み（の転換）である。

さらに、ここでのように、新聞報道が、二つの対立する解釈枠組みを生み出すことになった「リアリティ認定制度（少年審判制度）」そのものに「問題」を見出していることは、マスメディアの「メンバー性」とその「責任問題」を考える上で重要である。なぜなら、こうしたスタンスの取り方は、第三、第四の対立する解釈枠組みが生み出される事態に陥っても、そのような「対立する解釈枠組み」を生み出す「制度」そのものに「問題」があるという語り方を可能にするからである。この事件では、（高裁での）「七人関与」、（保護処分取り消しにあたっての）「事故死説」といった第三、第四の対立する解釈枠組みが生み出されることになった。しかしながら、朝日新聞の場合には、「事件」をめぐるリアリティが交錯すればするほど、自らが構築した「問題」（ここでは「少年審判制度の問題性」）の正当性が高められる形式になっている。対立する「解釈枠組み」への判断を保留し、「語る枠組み」を「リアリティ認定制度」そのものの「問題」へと移行させていくというリアリティの処理方法は、マスメディアにとって、「ナレーター」としての立場を保持しながらメンバーとして問題の構築過程に参加していくための“有効な”戦略の一つと考えられる。

もちろん、我々読者は、新聞報道が提供する様々な情報を見聞きした通りにそのまま受け取っているわけではない。疑いの目で見ることさえあれば、批判的な態度をとることもできる。しかしながら、ここまで見てきたように、「可能性」のスタンスを取りながら、メンバーを選び出し、そのエピソードやコメントを価値づけ、配置するという過程そのものに、問題の構築に関与するメンバーとしての性格を新聞報道は強く帯びている^{*17}。また、我々にとって手強いのは、新聞報道は、「ナレーター」として「解釈枠組み」を転換したり、「リアリティ認定制

度」へと「語る枠組み」を移行したりすることで、そのメンバー性を隠蔽しながら、問題の構築に自ら関わっていくイデオロギカルな問題構築者でもあるという点である。

しかしながら、新聞メディアがこうしたメンバー性をもつからと言って、問題の構築に関わるメンバーとしての「責任問題」を新聞メディアが“免責”されていることにはならない。「事実」をありのまま報道する努力を続けようとする新聞報道の意義は十分に認めておきたい。そうであっても、構築主義のアプローチを採用することで見えてきたものは、新聞報道は、報道という行為そのものに社会的なサンクションの大きさと問題構築過程における強いメンバー性をもつということである。そのことを考えてみれば、紙面で「問題」を語り、論じることには慎重過ぎるということはないはずである。

我々読者も、もちろん、新聞報道のそうしたメンバー性を否定できる立場にはない。匿名の一人の住民としてエピソードを語り、善意に満ちた一人の市民として投書をするのが、同時に、問題の構築に関わるメンバーとしての「責任問題」に巻き込まれることにならざるを得ないのである。マスメディアの張りめぐらされた意味世界のなかに生き、問題の構築にいやおうなく関わらざるを得ない我々は、マスメディアとどのように関わり、「問題」とどのように向き合っていくのか、考えなければならぬ時期にきている^{*18}。

謝 辞

本稿は、東北芸術工科大学平成11年度特別研究（課題名：「少年事件」の社会的構築に関する研究）の研究助成を受け、その成果をもとに、拙著（1995）を加筆修正したものです。関係者に対しましては、ここに謝意を表します。

註

*1 「明倫中事件」とは、1993年1月13日午後8時頃、山形県新庄市立明倫中学校の体育館用具室内で、当時中学1年生だったK.Y.君（以下「Y君」と称す）が、巻かれて立ててあった体操用マットに頭から逆さまに入った状態で死亡しているのが発見され、その被疑者として同校の生徒7人が傷害監禁致死容疑で逮捕補導された事件である。被疑者少年全員が一度は事件への関与を認めるものの、その後、全

員が否認に転じることとなり、同年8月の山形家裁での決定では、3人の少年が不処分となる。保護処分となった少年たちは仙台高裁に抗告。仙台高裁では、山形家裁の決定を支持するものの、決定理由のなかで「7人全員が関与」と異例の判断が示される。最高裁でも抗告は棄却されるが、その後、保護処分となった少年たちは「Y君の死は事故死」と主張、山形家裁に保護処分取り消しの申し立てを行なう。しかしながら、山形家裁、仙台高裁、最高裁ともその申し立てを棄却することとなる。その一方で、Y君の遺族は、「真相の追及のため」、7人の少年と新庄市に対して損害賠償を求める民事裁判をおこし、現在も山形地裁で係争中である。詳しくは、拙稿（1998）を参照いただきたい。

- * 2 社会問題研究における構築主義の基本的アプローチについては、キツセ／スペクター（1990）に整理されており、『社会問題の構築』以降の構築主義の展開については、中河（1989, 1990, 1992）に詳しく論じられている。構築主義のアプローチを利用した、主な実証研究には、R.トロイヤー／J.マークル（1992）、中河・永井（1993）、中河（1995）などがある。
- * 3 それゆえ、ここでは、Y君に対する「傷害、監禁致死事件」としての経緯（例えば、「事件」の状況や捜査機関による捜査活動の過程や結果、家庭裁判所などによる審判過程や結果）だけでなく、それに付随して生じた制度的社会的な反応（例えば、マスメディアによる取材活動やその成果、教育行政関係者や司法関係者の出したコメントや施策、この「事件」に関する学術論文や評論など）も含めて「明倫中事件」と呼んでいる。そのため、本研究では、以上のような活動に関わる資料の収集と分析に加え、マスコミ関係者、被疑者少年と付添人、Y君の遺族、教育関係者、地域住民などへのインタビュー調査、民事裁判などの傍聴などを行なった。
- * 4 本論で、新聞メディアを分析対象とした理由は、二つほどある。第一には、報道の際に多様なメンバーを参加させながら「問題」を構築していくという特性に注目したことである。第二の理由は、技術上の制約である。テレビ、ラジオ、雑誌などのメディアは、データの保存と収集の容易さという点で、新聞記事には及ばない。また、分析対象を山形新聞・朝日新聞・読売新聞に限定した理由は、次の点にある。山形新聞は県内最大の地方紙であること、朝日新聞と読売新聞は全国紙であることに加え、それぞれが、この「事件」に対して対照的なスタンスをとっていたことである。なお、この「事件」に間接的にしか言及していない記事もデータに含めることを目的にしたため、本学図書館に所蔵されている「事件」発生時点から現在（2000年9月1日）までの紙面をすべて直接調べるとする方法をとっている。
- * 5 読売新聞1993年1月14日12版には、この「事件」に関する記事は掲載されていない。記者へのインタビューによれば、

記事の出稿が分析対象とした12版の締め切りまでに間に合わなかったということである。また、山形新聞の場合には、1月18日付の夕刊で7人の少年が逮捕・補導されたことが報道されている。それゆえ、これらの紙面についてはここでの分析の対象から除外している。

- * 6 山村（1995）、伊藤（1996a, 1997）は、構築主義の立場から、それぞれの時点での「いじめ問題」の通時的な整理を行なっている。それらによれば、「いじめ問題」は80年代半ばにかけて社会問題化され、その後90年代半ばまで「沈黙化」するが、1994年12月に愛知県西尾市で起きた中学2年生の自殺が契機となって、再度、社会問題化していくことになる。この「事件」は、「いじめ問題」が再問題化される2年前に起きており、この時点での教育問題への社会的関心は「不登校や、教師の体罰や管理主義、校則など」（伊藤1996a）に向けられていたと言えよう。しかしながら、その時期には、山村（1995）が指摘しているように、実態としての「いじめ」がなくなったわけではなく、「いじめ概念」の拡大と拡散が行なわれていったと考えるべきである。それゆえ、この時期においても、「いじめ問題」は、とりわけ「死」と結びつくことで、社会的関心を強く喚起し、高いニュース価値をもっていたと考えられる。
- * 7 プロットの定義は、プリンス、G.（1997）に依拠している。プリンスは、ストーリーを「諸事象についての物語で特に年代記的順序に重きを置く物語（184頁）、プロットとは「諸事象について物語で特に因果性に重きを置く物語」（144頁）と定義し、「例えば、『王が死に、次いで王妃が死んだ』はストーリー、『王が死に、次いで王妃が悲しみの余りに死んだ』という事例をあげている。
- * 8 インタビューデータによれば、読売新聞では、特集記事等を意図的に組まなかったとされている。その一方で、20日から22日にかけて、読者からの声を紹介する欄を設けている〔「続々と届く反響」：93／1／20、「反響」：93／1／21、「続々と読者の反響」：93／1／22〕。これらの欄は、投書欄と同様に、この「事件」の重大性を強調するとともに、現代のいじめの陰湿さ、学校の無責任さ、家庭における教育力の低下といった、「いじめ」をめぐる諸「問題」を読者に共有化させていくことになると考えられる。
- * 9 この点について、2つの全国紙と山形新聞とを詳しく比較した場合、ともに報道の中心を「いじめ問題」にしているものの、山形新聞では「部活指導」や「校内管理・点検」の「問題」にも紙面をかなり割いている。利用可能な紙面のスペースの違いに加え、「いじめ問題」の方が個々の学校や地域性の差異を捨象して語ることができ、全国紙にとってよりニュース価値を付与しやすいことがその理由であろう。
- * 10 また、当日体育館内で活動をしていた卓球部（Y君所属）とバドミントン部の顧問が、11月初旬から毎日、3年生全員を対象にした（高校受験のための）「学習会」で教えてい

たことは、その「事実」が指摘されているだけであり、「学校教育における受験補習指導の問題」として「問題」化されることはない。その点では、どのような「問題」が「問題」として構築されていくのかは、その地域や時代状況のありように依存していることを示している事例として興味深い。

- *11 もちろん、匿名報道主義の是非をめぐる議論のように、「誤ったサンクションを与えないように報道するには」という議論は、別のレベルで成り立ちうる
- *12 ちなみに、この「事件」でも、少年側の主張が付添人弁護団を通して、あるいは本人の肉声として、報道される機会が増加したのは、当初の解釈枠組みを揺るがすことになった家裁の決定が出されてからである。そのことは同時に、それ以降、「被疑者」少年達が社会的な次元でこの「事件」の構築過程に参加するメンバーとしての資格を得たことを示している。例えば、「警察の人が怖かった」「無罪」の一人が心情吐露〔読賣：93/8/25〕、「日本の闇5 明倫中のA君」〔朝日：94/1/6〕など。
- *13 一連の報道をみると、「異例の」、「めずらしい」、「めったにない」という表現が頻繁に用いられている。例えば、朝日新聞では、「県警が教育長に申し入れをするのは異例のこと」〔朝日：93/1/30〕、「(高裁が) 家裁と異なる事実を認定しており、極めて異例と言える」〔朝日：93/12/4〕、「弁護側がポリグラフ結果を証拠とすることは極めて珍しく」〔朝日：94/7/9〕などである。新聞報道は、「事件」そのものの特殊性のなかにニュース価値を見出すだけでなく、事件の展開のなかで生じてくる出来事の新奇性のなかにニュース価値を見出し、それを掲載することで、一連の報道を維持していく。
- *14 この後、この「事件」を「少年審判制度問題」として構築していくことになる朝日新聞でも、8月24日付の社説で「[自白の信用性]を裁判所が否定したことは、検察・警察の捜査の不適切さを指摘したものと言えよう」〔朝日〕と、また、読賣新聞でも、同日の社説で「結果から見て、警察の捜査に、無理や、ずさんな点があったと言うほかない」〔読賣〕と、捜査当局の活動を問題化しているという点では、山形新聞と同様である。
- *15 また、読賣新聞では、12月1日の紙面で「(死少年側が) 抗告してくれたことで、かえって少年法の矛盾点が浮き彫りになったと感じている。……私の手元には証拠関係の書類が何も入らず、これも少年法の制限だと思う。残念だが、落ち着いた段階で少年法の壁というものをアピールしたい。」という父親のコメントを掲載しているが、9月15日のコメントでは、少年法について言及している記述は見られない。
- *16 朝日新聞における「いじめ問題」から「少年審判制度の問題」への「問題」の移行は、この「事件」の呼称の仕方に象徴されていると考えられる。読賣新聞では、家裁の決

定後も、この「事件」を「いじめマット死事件」と一貫して記述しているのに対して、朝日新聞の場合、8月25日以降、基本的に、それまでの「(山形/明倫中) いじめ死亡事件」という名称を使うことをやめ、「(山形/明倫中) マット死事件」・「明倫中事件」・「傷害致死事件」という名称で記述するようになった。

- *17 そうした過程は、新聞記者個人の手で行われるわけではない。支局の記者やデスク、整理部員、さらには本社のメンバーや幹部達、そしてときには政治家や政策決定者も含めた社会的組織における相互作用のなかで行われ、最終的に記事が生み出される。そういう意味では、新聞社という組織全体を問題構築過程におけるメンバーとして見ていくことが必要である。ここでも、そうした視点から論じている。
- *18 だからと言って、本稿の筆者も、特権的に、問題の構築に参加しているメンバーという立場を免れているというわけではない。本稿を書き、公にすることで、筆者もこの「事件」をめぐる新しい物語（解釈枠組みとストーリー）を作りだしているという責任を、新聞記者や読者、エピソードを語る人々と同様におっている。

<引用文献・参考文献>

- 足立重和・工藤宏司・平英美・馬込武志 1993,「構築主義の可能性—Comments On Nakagawa—」,『大阪教育大学紀要』第2部門第42巻第1号, 15-39頁。
- 朝日新聞山形支局, 1994,『マット死事件—見えない“いじめ”の構図』太郎次郎社。
- 浅野健一 1994,『犯罪報道の犯罪』, 学陽書房。
- 鮎川潤 1991,「社会問題研究における構築主義パースペクティブ—エスノメソドロジカル批判を手がかりに—」,『金城学院大学論集 社会科学編 (第34号)』, 43-73頁。
- 1994,『少年非行の社会学』世界思想社。
- 1996,「フィクションとしての逸脱行動—「被害者」の社会的構築を中心として」, 磯部卓三・片桐雅隆編『フィクションとしての社会—社会学の再構成』世界思想社, 156-183頁。
- ベッカー 1981, 村上直之訳『アウトサイダーズ』新泉社。
- 別役実 1994,「誰が何を」『世界』8月号, 岩波書店 325-329頁。
- 土井隆義 1988,「刑事司法過程における犯行動機の構成」,『犯罪社会学研究』13号, 102-121頁。
- 1994,「レトリックとしての犯行動機—少年事件の解釈と犯罪処遇の問題」,『imago』Vol. 5-5, 青土社, 206-219頁。
- グブリアム, F. J. ・ホルスタイン, A. J. 1997, 中河伸俊・湯川純幸・鮎川潤訳『家族とは何か—その言説と現実—』, 新曜社。
- 飯室勝彦・田島泰彦・渡邊真次 1999,『新版 報道される側の人権』, 明石書店。

- 伊藤茂樹 1996a, 「心の問題」としてのいじめ問題, 『教育社会学研究』第59集, 日本教育社会学会編, 東洋館出版社, 21-37頁。
- 1996b 「教育問題」研究のマトリクスと今日的意味, 『岐阜教育大学紀要』第32集, 日本教育社会学会編, 東洋館出版社, 215-230頁。
- 1997, 「教育言説としての『いじめの根絶』—いじめのドメイン拡張と全否定の呪縛—」, 今津孝次郎・樋田大二郎編『教育言説を読み解く』新曜社, 21-37頁。
- 加野芳正 1996, 「高度大衆社会の「いじめ」と「いじめ問題」」, 森田尚人・藤田英典・黒崎勲・片桐芳雄・佐藤学編『教育学年報5 教育と市場』, 世織書房, 339-367頁。
- 狩谷あけみ 1997, 「社会問題の構成と隠蔽—「道頓堀野宿者殺人事件」に関するマスコミ報道を事例として」, 『ソシオロジ』129号, 社会学研究会, 77-96頁。
- 片桐隆嗣 1995, 「新聞報道における「明倫中事件」の社会的構築」, 『東北芸術工科大学文藝 ars 3号』, 東北芸術工科大学ars編集委員会, 59-74頁。
- 1998, 「「少年事件」における教育の論理と司法の論理—「明倫中事件」を事例にして—」, 『東北芸術工科大学紀要第5号』148-161頁。
- 北澤 毅 1997, 「ドキュメント分析と構築主義研究—「いじめ」問題に関するドキュメントデータを素材として」, 北澤毅・古賀正義編著『<社会>を読み解く技法—質的調査法への招待』福村出版, 94-115頁。
- 1999, 「フィクションとしての「いじめ問題」—言説の呪縛からの解放を求めて」, 古賀正義編『<子ども問題>からみた学校世界—生徒・教師関係のいまを読み解く』教育出版。
- ミルズ 1971, 田中義久訳『権力・政治・民衆』みすず書房。
- 中河伸俊 1989, 「クレーム申し立ての社会学—構築主義の社会問題論の構成と展開(上)」, 『富山大学人文学部紀要』第22巻2号, 57-73頁。
- 1990, 「クレーム申し立ての社会学—構築主義の社会問題論の構成と展開(下)」, 『富山大学人文学部紀要』第23巻2号, 49-79頁。
- 1992, 「社会問題ゲームと研究者のゲーム—「社会問題」と「逸脱」へのコンストラクショニスト・アプローチの諸課題」, 『富山大学人文学部紀要』第25巻2号, 57-82頁。
- 1995, 「天皇表現をめぐる三者関係型過程—「T県立近代美術館問題」の構築主義的考察」, 『富山大学人文学部紀要』第23号, 33-58頁。
- 中河伸俊・永井良和 1989, 『子どもというレトリック—無垢の誘惑』, 青弓社。
- 大庭絵里 1990, 「犯罪・非行の「凶悪」イメージの社会的構成—「凶悪」事件ニュース報道をめぐって—」『犯罪社会学研究第15号』, 18-32頁。
- 1999, 「少年事件とマス・メディア」, 後藤弘子編『少年非行と子どもたち』, 明石書店, 247-264頁。
- 大庭絵里・中根光敏 1991, 「社会問題の社会学の構築をめざして」, 『ソシオロジ』第36巻2号, 71-85頁。
- プリンス,G. 1997, 遠藤健一訳『物語論辞典(増補版)』松柏社, 1997。
- スミス,D 1987, 「Kは精神病だ—事実報告のアナトミー—」, ガーフィンケル他(山田富秋・好井裕明・山崎敬一編訳)『エスノメソドロロジー—社会学的思考の解体』, せりか書房, 81-154頁。
- スペクター ,M.・キツセ,J. 1990, 村上直之・鮎川潤・中河伸俊・森俊太訳『社会問題の構築:ラベリング論をこえて』マルジュ社。
- タックマン,G. 1991, 鶴木真・櫻内篤子訳『ニュース社会学』, 三嶺書房。
- 瀬戸知也 1994, 「物語としての業者テスト問題」日本教育社会学会第45回大会発表資料。
- 苔米地伸 1996, 「「結婚」と「愛情」、どちらが先か—「夫婦別姓」問題のレトリックから—」, 『家族研究年報』No21, 家族問題研究会, 62-73頁。
- 山口昌男 1985, 『文化と両義性』岩波書店。
- 山本雄二 1996, 「言説的実践とアーティキュレーション—いじめ言説の編成を例に—」, 日本教育社会学会編『教育社会学研究』第59集, 東洋館出版社, 69-88頁。
- 1999, 「義務としての登校拒否—学校化社会における命の問題」, 古賀正義編『<子ども問題>からみた学校世界—生徒・教師関係のいまを読み解く』, 教育出版, 67-87頁。
- 山村賢明 1995, 「メディア社会と子ども論のジレンマ—なぜ子どもは見えないか—」, 門脇厚他編『「異界」を生きる少年少女』, 東洋館出版社。